

5 福薬業発第 1 6 5 号
令和 5 年 7 月 1 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 山口 信也

医療用物資の追加配布（特別配布）に係る配布希望調査について（依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今冬に向けた感染症対策のため国から医療用物資の追加配布が行われることとなりました。

つきましては、医療用物資の追加配布に係る配布希望調査が実施されますので、各薬局におかれましては、別添の留意点をご確認のうえ Google フォームにてご回答ください。

なお、保険薬局でない薬局におかれましては、保険薬局コードは「9 9 9 9 9 9 9」にて入力 of のうえご回答お願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

公印省略

5 薬 第 6 8 8 号
令和 5 年 7 月 1 0 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(新型コロナウイルス感染症事務局薬務班)

医療用物資の追加配布（特別配布）に係る配布希望調査について

平素から本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡があり、今冬に向けた対応のため国から医療用物資の追加配布が行われることとなりました。

つきましては、県内の薬局に対し、下記のとおり医療用物資の追加配布（特別配布）に係る配布希望調査を実施しますので、貴会員への周知について御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 回答期限

令和 5 年 7 月 2 4 日（月） 1 0 時まで（期限厳守でお願いします）

2 回答方法

以下の URL にアクセスするか、スマホ等で二次元バーコードを読み込んでいただき、回答フォームに沿って御回答ください。なお、ブラウザは Google Chrome、Microsoft Edge、Safari 等を御使用ください。Internet Explorer では動作しない可能性があります。

【調査 URL】

<https://forms.gle/Sc2ZnnWDqbshsaif7>



※インターネット環境のない方は、問合せ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

3 配布対象物資

N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋

4 調査内容

(1) 基本情報

保険薬局コード、薬局名、郵便番号、所在地、担当部署・氏名、代表者電話番号
(2) 調査事項
各医療用物資の配布希望数

5 留意点

- ・配布希望は今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量について御回答ください。
- ・今回の追加配布については、今夏の感染拡大への対応に向けたものではなく、今冬に向けた対応のためのものです。
- ・備蓄量としては、感染の波による需要の急増と、輸入の途絶が同時に発生する場合に、需給が最も逼迫する期間を想定し、「貴施設における使用量の2ヶ月分」を目安としてくださるようお願いします。

※「貴施設における使用量の2ヶ月分」とは、平時における2ヶ月分ではなく、これまでのコロナ対応での平均を考えていただいたうえでの2ヶ月分です。

- ・御担当者様は、十分な保管場所等を確保した上で、希望数の回答をお願いします。
- ・各物資の銘柄・材質・サイズは指定できません。
- ・備蓄品の放出となるため、外装箱（ダンボール等）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷されます。
- ・配布時期は令和5年9月を目途に順次配布を開始し、同年12月中には配送完了予定ですが、希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合がありますとともに、配送予定時期の変更が生じる場合があります。（国から直送されます。）
- ・配布量は国において調整されるため、御希望に添えない場合もあります。
- ・本追加配布に関しては、原則、回答期限後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

・配布不要の場合は回答不要です（未回答の場合は、配布不要と判断します）。

<問合せ先>

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県新型コロナウイルス感染症事務局薬務班
TEL：092-643-3284 FAX：092-643-3305

事 務 連 絡
令和5年6月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

（マスク等物資対策班）

医療用物資の追加配布の実施について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月31日最終改正）等により、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応を行うとともに、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用した国による緊急配布（SOS）等の必要な配布を実施してきたところです。

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいております。医療用物資が必要とされているところであり、今般、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布（特別配布）を下記のとおり行うこととしました。

今般の追加配布については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症法第36条の3の医療措置協定による医療機関での个人防护具の備蓄分^{（※）}に充てていただき、これを含めた医療機関等での今後の備蓄整備に活用していただくことも可能です。

なお、今後の感染拡大等により医療用物資が不足する医療機関へのG-MISを活用した国による緊急配布（SOS）については、令和5年4月24日付け事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」の一部改正について」等により実施します。

都道府県におかれましては、今般の医療用物資の追加配布の実施についてご了解いただきますとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

(※)「「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について（通知）」（令和5年5月26日付け健感発0526第16号・医政地発0526第3号・医政産情企発0526第1号・健健発0526第1号）等でお示ししているとおり、医療措置協定締結医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）では、協定において个人防护具（PPE）の備蓄について規定することができる（任意的記載事項）こととされ、都道府県が作成する予防計画において、医療措置協定を締結した医療機関（うち病院、診療所及び訪問看護事業所）の8割以上が使用量2ヵ月分以上の个人防护具の備蓄を実施することを目標に設定すること等としている。

記

1 追加配布の内容について

- 追加配布においては、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。
- 追加配布の対象となる施設については、これまでの優先配布（プッシュ型配布）での対象医療機関等のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等も対象とすることができることとします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。
- 配布については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために配布対象施設が必要な数量について希望することができるものとし、それに対して実施するものとします。希望数量が多数に上る場合は、配布数量を調整する場合があります。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。
- 配布後においては、医療機関等におかれては、配布物資を今後の感染拡大の波への備えや備蓄整備にご活用いただくようお願いします。

2 追加配布の手続について

- 都道府県におかれましては、追加配布について、都道府県や配布対象施設で必要な医療用物資の数の見込みを算出し、「別紙」の様式1及び2に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和5年7月31日（月）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）
- 医療用物資の希望数量算出については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量をご登録願います。
- なお、本年度においては、季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布を別途実施することを、現在、予定しておりませんので、ご了知の上、ご登録をお願いします。
- 配布対象施設への医療用物資の配布については、今夏の感染拡大に向けたもので

はなく、配布数等を整理して令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定ですが、希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合がありますとともに、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

- 本追加配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点についてご同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、医療機関等への周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班

TEL : 03-5253-1111(内線8209)

03-3595-3454(直通)